



2026 年度

第 20 回全日本高校模擬国連大会・予選会

議題解説書

(Background Guide)

【議場】国際連合総会 社会人道文化委員会（第三委員会）

【議題】児童労働：原因への包括的アプローチとサプライチェーン責任

(Child Labour : A Comprehensive Approach to Root Causes and Supply

Chain Accountability)

目次

目次.....	2
会議監督より	4
第0章はじめに	6
0.1 議題解説書の構成	6
0.2 議題解説書の位置づけ	6
0.3 表記について	7
第1章会議設定	8
1.1 議場設定	8
1.2 議場説明	8
1.3 成果文書	10
第2章児童労働とは	12
2.1 国際的枠組み	12
2.2 具体的なケース	18
2.3 児童労働の実態データ	19
第3章児童労働の問題性	24
3.1 児童への影響	24
3.2 社会への影響	26
3.3 世界への影響	27
第4章児童労働の要因	28
4.1 供給側の送り出し要因	28
4.2 需要側の受け入れ要因	30
4.3 グローバル・サプライチェーンとの関係	31
第5章児童労働の現在の課題	33
5.1 サプライチェーンの解析困難	33
5.2 労働における権利侵害	34
5.3 児童労働を再生産する経済構造	35
第6章課題解決に向けたアプローチ	36
6.1 国家が主導するアプローチ	36
6.2 国際機関が主導するアプローチ	37
6.3 企業が主導するアプローチ	39
第7章論点解説	41
7.1 論点1 デジタル化するサプライチェーン管理と労働保護の実効性	41
7.2 論点2 児童労働再生産の根本的是正	42
7.3 アウトオブアジェンダ	43

参考文献	44
------------	----

会議監督より

第20回全国高校模擬国連大会予選会にご参加いただきありがとうございます。

本年度の予選会の議題は「児童労働」です。このBGを読み進めていただければ議論の大枠はつかめることと思います。ぜひ隅々までお読みいただき、議論の礎としていただければと思います。

さて、この議題「児童労働」は長らく国際社会において「解決すべき問題」として位置づけられてきました。解説の中でも触れますが、国際労働機関（ILO）が黎明期に扱ったのがこの児童労働問題であったことから、この問題の重要性、根深さがわかることかと思えます。古くは産業革命期から問題化していることを考えれば、およそ150年を超える年数だということに驚かされます。この期間、どれほどの子供たちが児童労働に従事してきたのか。まったく想像もできません。

高校生である皆さんと大差ない年齢の子供たちが働いている状態も児童労働と定義されます。しかしながら、決して「若者である皆さんが」という枕詞の下に皆さんにこの問題を考えてもらおうと思っているわけではありません。あくまでも同世代の子供たちが苦しんでいる現状を考えてもらおうと思っています。同年代、そして顔も知らない彼ら/彼女らが抱えている問題に日本にいながら思いをはせることができるこの機会をぜひ大切にしてください。

この会議に取り組むにあたって、それぞれの問題の「根本」に着目してほしいと考えています。現在我々が向き合っている問題は、一朝一夕に生まれる問題ではありません。一つ一つの大小さまざまな事実の積み重ねがさまざまな利害関係者によって評価され、その評価が相互に作用した結果として生じるものです。我々が触れることのできる情報はこの

「評価」でしかないこともしばしばあります。これらの評価を解体し、事実を抜き出すことで、根本を推定することができます。それらを皆さんが改めて評価することで、新たな解決策が出てくることもあります。

皆さんが、どのような評価を下し、どのような解決策を生み出すのか。創造的な考えに出会えるのを楽しみにしています。

第 20 回全日本高校模擬国連大会予選会

総会議監督 黒川睦

第0章はじめに

0.1 議題解説書の構成

本議題解説書（以下、本書）は、第1章において会議設定について概説したのち、第2章では我々が扱う「児童労働」そのものについて、第3章では、児童労働がなぜ一般に「悪い」とされているのか、第4章では、児童労働を生む要因、第5章では昨今の児童労働とその課題、第6章ではそれぞれの要因に向けた各アクターのアプローチ、第7章で論点をそれぞれ解説している。

なお本書に記載されている事項は、会議参加に当たり必須事項であるため、基本的に第1章から通読することを推奨する。

0.2 議題解説書の位置づけ

本書は、参加者が公平な立場で会議に臨むための出発点として、基本的な情報を提供することを目的としている。その性質上、各国の個別の立場や見解には踏み込まず、会議参加にあたって最低限理解しておくべき事項にとどまっている。

各国大使として会議に臨むにあたっては、本書を共通理解の出発点としたうえで、自国や所属グループの立場、国益、外交関係、さらには自国が抱える課題や背景について主体的に調査・考察を深めることが求められる。その際には、書籍・論文・インターネットなど多様な情報源を活用し、自国の視点から会議に臨む姿勢を構築してほしい。

また本書執筆にあたり参考にした諸資料については、本書末節において基本的にすべて記している。概要の理解については本書のみで十分であると思われるが、さらなる全体像の

把握などを行いたい場合は、それらの資料にあたることを推奨する。

0.3 表記について

本書は、国名や条約名については外務省、また有斐閣出版の条約集¹によって執筆されている。また、「子ども」や「児童」、「子供」など各資料によって使用している語句が異なっており、これらについては特段の断りがない限り同義語として扱っていただいて構わない。

¹ 植木俊哉・中谷和弘編集代表『国際条約集 2024 年版』有斐閣、2024 年。

第 1 章会議設定

今回の会議において模擬をすることになる設定議場について解説する。

1.1 議場設定

議場	第 81 会期国連総会第三委員会
議題	児童労働：原因への包括的アプローチとサプライチェーン責任 (Child Labour : A Comprehensive Approach to Root Causes and Supply Chain Accountability)
開催日時	2026 年 9 月 21 日以後の第 81 会期中いずれかの日程
使用可能情報	2026 年 8 月 1 日以前の情報

1.2 議場説明

今回模擬していただく議場は第 81 会期国連総会の第三委員会である。ここでは国連総会とはどのようなものか、またその中で第三委員会とはどのような役割を担っているのかを解説する。なお、児童労働は国際労働総会（ILO 総会）においても主要な議題の一つとして取り扱われてきたが、その解決には労働政策のみならず、人権保障、社会開発、教育、企業活動及び国際経済構造など、多様な分野を横断した検討が不可欠である。そのため、本会議では、国連総会第三委員会の所掌事項を踏まえ、これらを包括的に議論する。以下に関連機関として国際労働機関（ILO）、またその関係機関についても説明する。

【国連総会】

国連総会とは、国際連合に加盟している全ての国によって構成される国連の主要な審議機関であり、各国はそれぞれ 1 票の投票権を持つ。予算や新加盟国の承認などの重要事項につ

いての決定には出席国の3分の2の多数を必要とするが、それ以外では単純過半数で成果文書である決議を採択する。国連総会に参加するのは、各国政府の大使である。大使はその国を代表して会議に参加し、決議案の作成や投票に関する権限を国家から与えられている。大使はその国の主張を議場で明らかにし、国家のためにその会議で行動することが求められている。一方で、原則として国際益のために協働することも求められている点には注意が必要である。

【第三委員会】

第三委員会（Social, Humanitarian and Cultural Committee）は、国連総会の主要委員会の一つであり、人権及び社会・人道問題を所掌する。女性や児童の保護、難民、先住民族、人種差別の撤廃といった人権課題に加え、若者、高齢者、障害者、犯罪防止など社会開発に関する幅広い議題を扱う。また、人権理事会の特別報告者や独立専門家からの報告を踏まえながら、人権保障及び社会的課題の解決に向けた国際的な議論を行う。本議題である児童労働も、児童の権利や社会開発、人権保障に関わる課題として第三委員会で議論される。

【国際労働機関（ILO）】

国際労働機関（International Labour Organization ; ILO）は、国際労働基準を制定することを通して、労働者の労働条件と生活水準を改善し、働く権利を促進することを目的とする国連の専門機関である。1919年、社会正義は世界平和の基礎となるという前提のもとで国際連盟の中で設立され、1946年に国連に引き継がれ、国連最初の専門機関となった。スイスのジュネーブに本部を置いており、1969年にはノーベル平和賞を受賞するなど、精力的に活動している国連機関として評価が高い。

国連の専門機関であるILOと国連総会第三委員会との間には、ILOが国際労働基準の設定や技術協力、労使政府の三者構成による専門的・実践的な労働基準の策定を主所掌とする

のに対し、第三委員会は国連加盟国全体の政治的意思統一や人権的アプローチに基づく普遍的な決議・方針決定を行うという違いがある。

【国際労働総会】

国際労働総会（International Labour Conference；ILC）は、ILO の最高意思決定機関であり、毎年ジュネーブで開催される。加盟国から政府、労働者及び使用者の代表が参加する三者構成主義を特徴としており、国際労働基準の策定・採択や、世界の労働・社会問題に関する議論、ILO の事業予算の承認及び理事会理事の選出などを行う。各代表は独立した投票権を有しており、政府、労働者、使用者それぞれの立場から意見を表明し、投票を行うことができる。

【Alliance8.7（8.7 連合）²】

Alliance 8.7（8.7 連合）は、SDGs（持続可能な開発目標）のターゲット 8.7 が掲げる「強制労働・現代の奴隷制・人身取引の全廃」および「児童労働の撲滅」を目的として設立された、グローバルなパートナーシップ（国際的な連携イニシアチブ）である。独立組織ではなく、世界各国の政府、国際機関、労働者・使用者組織、NGO（非政府組織）、民間の課題解決能力を結集するための国際的なプラットフォームとして機能している。ILO が実務的中枢を担っており、OECD（経済協力開発機構）などの国際機関も参加している。

1.3 成果文書

第三委員会を含む委員会での決議案は可決されれば国連総会本会議（United Nations General Assembly Plenary Meeting）へと送られ、最終的に総会本会議での投票で採択され

² Alliance 8.7. (n.d.). *Alliance 8.7*. <https://www.alliance87.org/>

ると、国際社会へ向けた意思表示となる。複数の決議案が可決された場合は、それぞれの決議案が本会議へ送られて審議される。今回作成していただく成果文書は、この総会本会議に送付するための決議案である。総会本会議で採択された決議は、国際社会に向けた意思表示であるものの、法的な拘束力はないため、自国が賛成せずに採択された決議の内容に従うかは各国に委ねられる³。法的拘束力がない中でその決議の意義は文言の具体性や参加国の数・属性、投票結果などによって測られることが多い。

³ 自国が賛成した決議に関してはその内容に従う義務が生じるとされる。

第2章 児童労働とは

本章では、今回の議題である児童労働とは、そもそも一体何なのか、何を指している言葉なのか皆さんに把握していただくため具体的事例や国際的定義、データを示す。

2.1 国際的枠組み

【定義】

まずは「児童労働」の定義の前提として、「児童」(Child)の国際的定義について説明する。1989年に第44回国連総会にて採択された「児童の権利に関する条約」(2026年7月現在、140カ国が署名、196カ国が締約⁴⁾)では、児童を「18歳未満のすべての者」としており、他の児童に関する条約の多くもこれに倣っている。そのため本書においても、原則として児童という言葉と同様の定義で用いることとする。子供/子どもという言葉も児童と同義語として扱う。

その上で、国際的な児童労働の定義は概ね以下の2つに集約することが出来る。

- ①原則⁵として15歳未満の子供が行うあらゆる労働
- ②(18歳未満の子供が行う)最悪な形態の労働

この定義はILOがそれぞれ①ILO138号条約(就業の最低年齢に関する条約)、②ILO182号条約(最悪の形態の児童労働条約)で定められたものであり、国際的にも禁止すべき児童労働として認識されている。以下にそれぞれの内容を詳しく記述する。

⁴ 締約国は条約に批准、加入、あるいは継承している国のことであり、条約の実行と進捗状況報告の法的義務が発生する。一方で署名国は単に条約の趣旨と内容に基本的に賛同した国であり、諸義務は発生しない。

⁵ ここで「原則」としたのは、軽易労働については、一定の条件の下に13歳以上15歳未満の者の就業を認めることができるからである。演劇などがこれに当たる。

ILO138 号条約（1973 年採択）

第二条

1. この条約を批准する加盟国は、その批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。この最低年齢に達していない者については、第四条から第八条までの規定が適用される場合を除くほか、いかなる職業における就業も認められない。
2. （略）
3. 1 の規定に従って明示する最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも十五歳を下回ってはならない。

ILO138 号条約は、雇用（employment）だけでなく、仕事（work）も対象にしている。

138 号条約の原文（英語）を参照すれば⁶、この両者はほとんど “or” または “and” で繋がれており、並列関係に置かれていることがわかる。雇用だけでなく仕事とされていることで、この条約は、無報酬の仕事や自営業、家族従業者までにも適用される⁷。

このように ILO138 号条約は原則児童の健康や教育に支障をきたすような労働を禁止し、児童の健康・教育を確保することを目的としている。労働内容の安全・危険に関わらず、本来義務教育を受けるべき児童が労働することによってその機会を奪われることを、防止しようとしているのである。本条約は 2026 年 7 月現在 ILO 加盟国 187 カ国中、176 カ国が批准している。

⁶ International Labour Organization. (1973, June 26). *C138 - Minimum Age Convention, 1973 (No. 138)*. NORMLEX.

https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C138

⁷ 堀内光子. (2012). 児童労働撤廃に向けての国際政策と国際運動: 開発アプローチに焦点を当てて

ILO182 号条約（1999 年採択）

第三条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

（a） 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行

（b） 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。

（c） 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。

（d） 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

この条約は ILO138 号条約を補完することで、15 歳以上 18 歳未満の児童であっても「最悪の形態」とみなされる労働についてはこれを禁止する条約である。この条約によって、禁止される労働の範囲が拡大し、労働の内容によっては、15 歳以上の児童にも児童労働の概念を適用し、禁止することが国際的に合意されたことになる⁸。本条約は 2020 年に全ての ILO 加盟国による批准を達成している。

138 号条約と 182 号条約の差異を簡単に図にまとめると以下のようなようになる。

⁸ 182 号条約の第 2 条において、「この条約の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。」とされているためである。

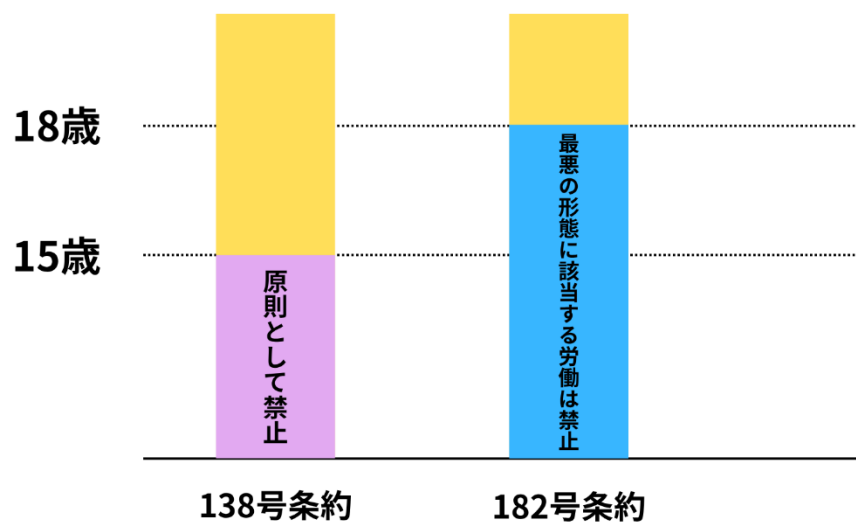


図 1 ILO138 号条約と 182 号条約における規制対象

しかし、以上の定義からも分かるとおり、児童が働くこと全てが児童労働とされているわけではなく、義務教育を受けつつ家の手伝いをするなど、児童に対して好影響を与えつつ働くことを許容する形態は”**Child Work**（子供の仕事）”であり、”**Child Labour**（児童労働）”とは区別されていることには注意していただきたい。

【具体的国際枠組み】

以下では、国際的な児童労働に対処するための枠組みについて解説する。

ILO の条約以外に、1989 年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約にも児童労働についての記載がある。

児童の権利に関する条約（1989 年採択）⁹

第 32 条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の

⁹ 訳文は外務省（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>）より

妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

- (a) 雇用が認められるための 1 又は 2 以上の最低年齢を定める。
- (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
- (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

また、児童の権利に関する条約に付随した選択議定書¹⁰として「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」「通報手続きに関する選択議定書」の 3 つがあり、これらもそれぞれ特異な形態の児童労働に注目した国際文書となる。

SDGs ターゲット 8.7 (2015 年採択)

強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

目標 8 は「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する¹¹」とされている。その中でも 8.7 は明確に児童労働に言及した上で、ILO182 号条約に定められているように

¹⁰ 選択議定書とは、条約に付随する追加の取り決めのようなもので、その名の通り各議定書に批准するか否かは、各締約国が「選択」できる。

¹¹ 分かりやすく「働きがいも経済成長も」と表現されることもあるが、ここでは外務省の仮訳を採用している。

「最悪の形態の児童労働」の撲滅を確保したうえで、さらに「あらゆる形態の児童労働」までも目標の射程としている。

しかしながら、このターゲット 8.7 の達成は、2026 年 7 月に国連から出された SDGs のターゲットごとの達成度に関する報告書¹²において “Marginal progress, and significant acceleration needed”（わずかな進展にとどまっており、大幅な加速が必要；筆者訳）とされており、2030 年までの達成が難しい状態となっている。

COLUMN ディーセント・ワークとは？

SDGs の目標 8 が示す、「ディーセント・ワーク（decent work）」について解説する。

ディーセント・ワークとは、「働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事」のことであると ILO は定義している¹³。1999 年の ILO 総会に提出された報告書に初めて登場し、そののちは ILO の主目的の一つとされ、ILO が行う活動の中核をなす概念となっている。

SDGs 策定に伴い、各目標には主所掌機関が割り振られているが、ディーセント・ワークを定める目標 8 は ILO が担当している。

児童の権利決議¹⁴

¹² United Nations Department of Economic and Social Affairs (2026). *The Sustainable Development Goals Report 2026*

¹³ International Labour Organization. (n.d.). *Decent work*. <https://www.ilo.org/ja/regions-and-countries/ilo-%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%BB%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF>

¹⁴ 議題名：Promotion and protection of the rights of children として議論されている。

毎年のように国連総会では児童の権利に関する決議が採択されており、直近の決議として第 80 会期国連総会（2025 年）の決議 80/190¹⁵がある。この一部として「児童労働」問題は扱われており、言及そのものは主文一つに過ぎないが、毎年採択されていることからこの問題の国際社会における注目度が分かる。

2.2 具体的なケース

児童労働の実際の事例をいくつか紹介する。

ブルキナファソの鉱山労働

『ダウダさんはすでに 10 年も鉱山で働いていて、学校には一度も通ったことがありません。（中略）鉱山労働者はそのきつい仕事に見合う収入はほとんど得られず、ましてや子どもたちが手にできるお金はほんのわずかです。（中略）鉱山での児童労働は違法です。また常に粉塵や有害化学物質にさらされ、重労働、ケガ、死亡、長期の健康被害のリスクが高い 鉱山での児童労働は、ILO（国際労働機関）で最悪の児童労働に分類されています。』

バングラディッシュの家事使用人

『ある子は、5 歳の時に「知り合いのおうちに行くよ」と連れてこられて、置いていかれたと言います。養子として引き取られたのかなと思って、家の子どもたちと一緒に遊んでいたのだけれど、6、7 歳になった時、家の子たちは学校に行くようになった。でも、自分は学校に行かせてもらえずに、掃除をするように言われたと。そのとき初めて、「あ、自分は、働かせるために送り込まれてきたんだ」と気づいたと言っています。その子は、朝 6 時ごろ、家の人が起きる前から働き始めて、朝食の準備や掃除をして、みんなが寝た後の夜遅く 12 時過ぎまで働いて、一度も学校行ったことがありません。』

¹⁵ A/res/80/190

インドの売春宿で働く少女

『都会に働きに出ることを決めた彼女は、同じ村に住む親戚から「良い働き口を紹介してあげる」と声をかけられます。家に招かれ、勧められたお茶を飲むと、意識を失ってしまいました。たぶん睡眠薬が入っていたのでしょう。気がついたら電車に乗っていて、知らない男が隣にいました。「どこに行くの?」「イヤだ、家に帰してほしい」そう言うと返ってきたのが、「おまえはあの親戚の女に売られたんだよ」という冷たい言葉でした。そして、連れて行かれた先は売春宿。朝から晩まで、つらい暴力をたくさん受けながら、嫌な仕事をさせられ、食事も与えられず、劣悪な環境でつめこまれるように眠る。そんな生活が何年も続きました。』

2.3 児童労働の実態データ

ここからは、ILO と国連児童基金（United Nations International Children’s Emergency Fund ; UNICEF）が 2024 年に公表した、世界の児童労働の現状をまとめた報告書¹⁶¹⁷を用いて、児童労働の実態を紹介する。本資料は、世界各地域における児童労働の実態や推移を、年齢・性別・地域・産業別などの統計データを用いて分析し、児童労働根絶に向けた課題と今後の展望を示している。

【児童労働従事者数、及びその推移】

¹⁶ International Labour Organization and United Nations Children’s Fund, Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward, ILO and UNICEF, Geneva and New York, 2025.<https://www.ilo.org/sites/default/files/2025-06/2024%20Global%20Estimates%20of%20Child%20Labour%20Report.pdf>

¹⁷ 本節において「報告書」は特に断りがない限り ILO・UNICEF による報告書を指す。

2024 年時点で世界の児童労働者数は約 1 億 3,760 万人で、5～17 歳の子供の 7.8%にあたる。このうち約 5,400 万人は健康や安全を脅かす危険有害労働¹⁸に従事している。2000 年には世界の児童労働者数は約 2 億 4,550 万人であったため、長期的には約 1 億人以上減少した。また、2020 年から 2024 年の 4 年間だけでも約 2,240 万人減少しており、改善傾向が見られる。しかし、SDGs ターゲット 8.7 で掲げられた指標¹⁹を達成するには、現在よりもはるかに早い削減ペースが必要とされている。

【男女別構成】

男子の児童労働率は 8.6%で、女子の 6.9%を上回っている。特に 15～17 歳では男子 10.2%、女子 5.2%と男女差が大きくなる。一方で、週 21 時間以上の家事労働を児童労働に含めると、女子の割合が男子をわずかに上回ることが示されており、家事労働が統計に反映されにくいという課題も指摘されている。

¹⁸ 報告書では hazardous work と表現されており、1999 年の ILO190 号勧告（1999 年の最悪の形態の児童労働勧告）によって定められた基準による。報告書では、具体例として建設業や鉱業などを挙げている。

¹⁹ 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。Take immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms.（外務省より）

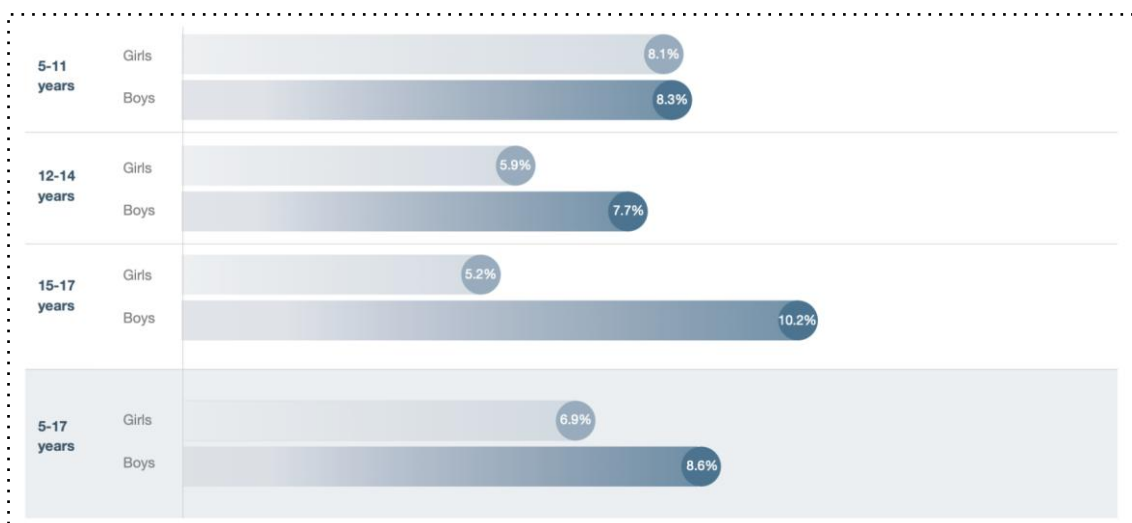


図 2 年齢層別の性別ごとの児童労働に従事する割合

【年齢別構成】

年齢別では、5～11 歳が約 7,900 万人と最も多く、児童労働者全体の約 57%を占めている。次いで 12～14 歳が約 2,780 万人（20%）、15～17 歳が約 3,080 万人（22%）である。

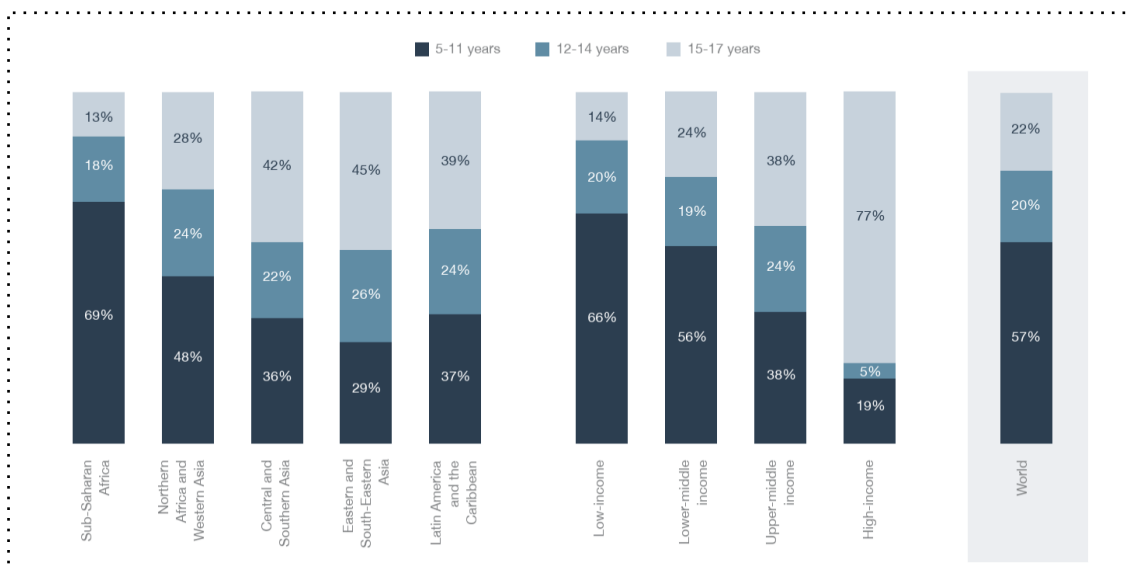


図 3 地域・収入帯別の児童労働に従事する各年齢層の割合

近年はすべての年齢層で児童労働者数が減少しているが、若年層の割合はむしろ高まっており、児童労働の問題がより低年齢層へ集中していることが分かる。

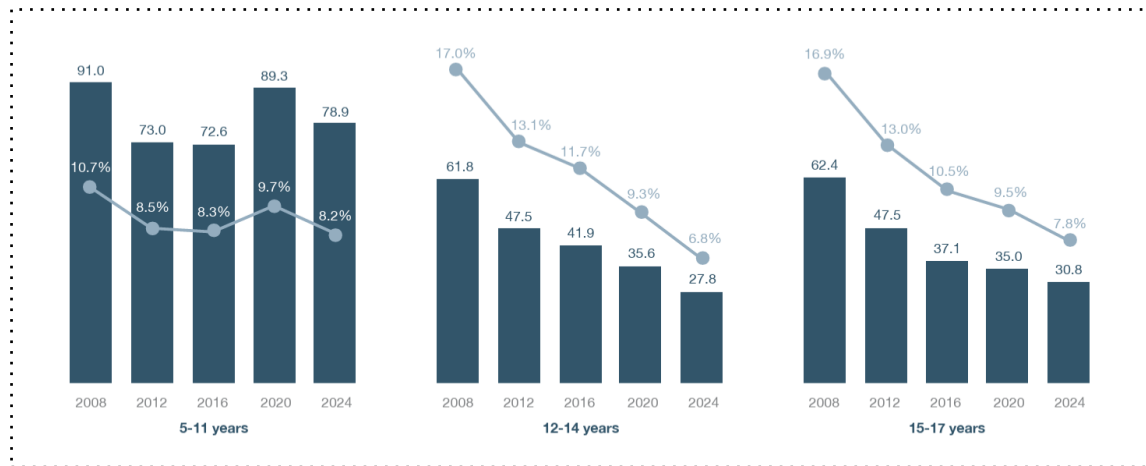


図 4 各年齢層の児童労働従事割合の推移

【地域別構成】

地域別では、サハラ以南アフリカが約 8,700 万人と世界最多で、世界全体の児童労働者の約 3 分の 2 を占める。また、この地域の児童労働率は 22% と世界で最も高い。一方、アジア・太平洋地域では 2020 年から 2024 年にかけて児童労働率が約 43% 減少するなど大きな改善が見られた。現在ではすべての地域で減少傾向にあるものの、サハラ以南アフリカでは人口増加や貧困などの影響から依然として深刻な状況が続いている。

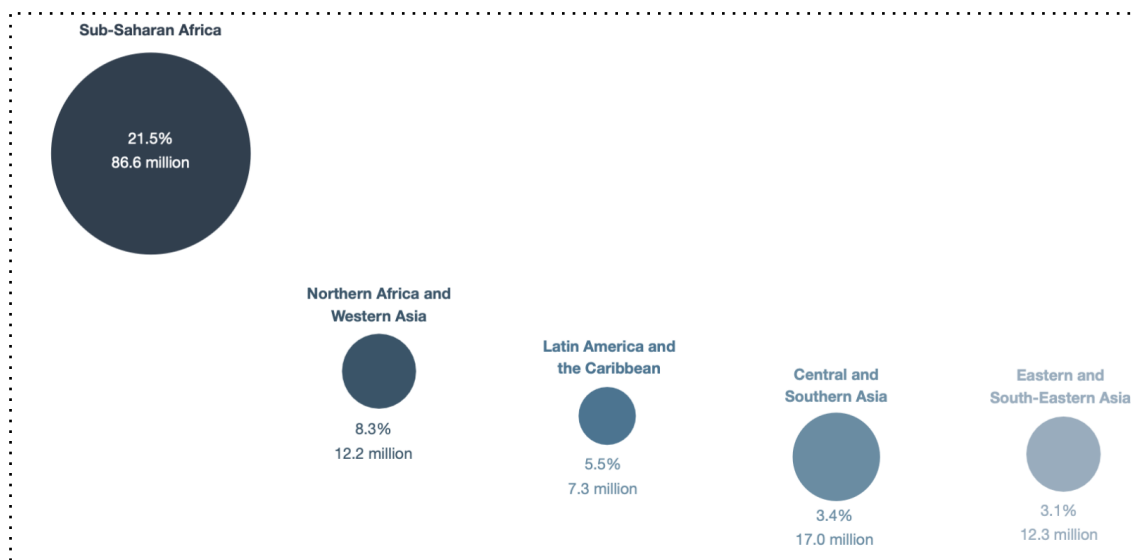


図 5 地域ごとの児童労働率

【産業別構成】

児童労働者の 61%は農業に従事しており、最も割合が高い。次いでサービス業 27%、工業 13%となっている。農業には農作業だけでなく、漁業や牧畜なども含まれる。また、年齢が高くなるにつれて農業の割合は減少し、建設業や製造業などの工業、販売・飲食などのサービス業へ従事する割合が増える傾向がある。地域によって産業構成にも違いが見られ、サハラ以南アフリカでは農業への集中が特に顕著である。

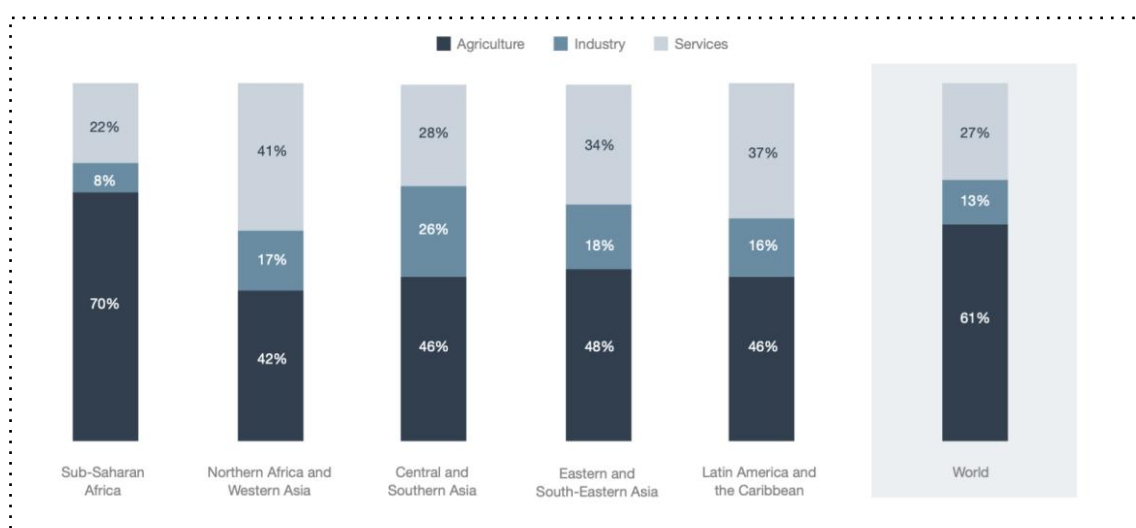


図 6 地域別の児童労働に従事する業種の割合

第 3 章 児童労働の問題性

本章では、第 1 章で把握した児童労働の定義・実態を踏まえ、児童労働がこういった側面から問題だと認識されているのか、児童労働は何が問題なのかを洗い出す。

3.1 児童への影響

ILO は児童労働を撤廃すべき理由として、以下の 3 つを挙げている。

- ①（児童労働は）子供の人権を侵害する
- ②（児童労働は）子供が教育を受ける権利を侵害する
- ③（児童労働は）子供の心身の健全な発達を妨げる

①の子供の人権については、「児童の権利に関する条約」²⁰が詳細に定めている。同条約は、18 歳未満を児童と定義し、子供に保障されるべき人権を包括的に規定した、法的拘束力を有する国際条約である。締約国は、国内における児童の権利保障の状況について報告する義務を負う。同条約は 3 部 54 条から構成され、第 1 部において具体的な児童の権利を定めている。具体的には、国籍の自由（第 8 条）や表現の自由（第 13 条）が定められている。

児童労働に最も関連するのは第 32 条であり、児童が経済的搾取及び危険で有害な労働から保護される権利を認め、その実施のために締約国が必要な措置をとることを定めている。加えて、第 19 条や第 39 条は虐待・搾取からの保護と回復、第 28 条・第 29 条は教育に関する権利とその目的、第 31 条は休息・余暇・遊びに関する権利を定めており、児童労働が子供の人権を広範に侵害する問題であることを示している。

②の教育を受ける権利は、児童の権利に関する条約第 28 条に定められている。同条約は、

²⁰ 条約本文は外務省（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>）を参照。

子供が教育を受ける権利を認め、締約国に対して、初等教育を義務的かつ無償のものとする
ことなどを求めている。児童労働の問題において教育を受ける権利が独立して記載され、重
視されるのは、児童労働が子供の学習機会を奪うだけでなく、貧困の世代間連鎖を生み出す
重大な要因であると ILO が認識しているためである。

【貧困の世代間連鎖】

教育を受ける権利の問題に深く関連する貧困の世代間連鎖について説明する。貧困家庭
では、家計を支えるために子供が労働に従事せざるを得なくなる場合がある。多くの国で義
務教育制度は導入されているものの、労働時間と授業時間が重なることで学校に通えなく
なったり、欠席や遅刻、中途退学につながったりする。また、たとえ授業料が無償であって
も、制服、教材、交通費などの費用がかかるほか、子供が働かないことで家計収入が減少す
るという問題もある。そのため、貧困家庭ほど子供を学校に通わせ続けることが難しくなる。
教育機会が失われると、子供は読み書きや計算などの基礎的技能、さらには将来の職業に必
要な知識や能力を十分に身につけられない。その結果、成人後も低賃金で不安定な仕事に就
きやすくなり貧困が続くため、家庭を持っても自らの子供に教育を受けさせることが困難と
なる。これが貧困の連鎖である。

③について、児童労働は子供の心理的・精神的発達に大きなリスクをもたらす。子供は心
身が発達途上にあり、大人と同じ労働に従事しても、その負担を同じように受け止められる
わけではない。大人と比べ児童は、長時間労働や危険な作業環境にさらされると、例えば粉
塵による呼吸器系への影響が大きいことが予想され、また、使用者からの暴言・暴力、性的
虐待などにさらされると、慢性的なストレスや不安、抑うつ、心理的トラウマの原因となり
やすい。また、本来保護されるべき子供が家計を支える責任を負うことで、過度な責任感や
無力感、自尊感情の低下を抱きやすくなる。

さらに、児童は発達途上にあるため、労働に伴う危険や搾取を十分に判断できない場合が

ある。そのため、危険な状況から逃れたり、周囲に助けを求めたりすることが難しく、被害が長期化しやすい。加えて、労働によって遊びや休息、友人との交流の時間が奪われると、社会性や主体性を育む機会も制限される。したがって、児童労働は子供の精神的安定や人格形成を妨げる深刻な問題である。

3.2 社会への影響

児童労働は児童への影響を通して社会全体へも影響する。

第一に、児童労働は教育を通じた人材の成熟の阻害を指摘できる。つまり、児童労働が継続し、児童の教育の機会を失っている限り、国家の経済成長を恒久的に停滞させるのである。

児童労働に従事している子供の多くが教育機会を奪われており、就学しながら働く児童であっても、学力は非労働児童より低く、児童労働に従事する児童の知識の定着は最大で0.6年分も遅れるという調査結果がある。この人的資本の質的低下は、社会全体の生産性を著しく損なうだけでなく、安価な未熟練労働の供給が過剰になることで「大人の賃金」を押し下げることにもつながる。

第二の影響として、「最悪の形態」を含む児童労働は社会の安定と民主主義の基盤の毀損を挙げることができる。

性的搾取や強制労働などは、児童の健全な精神発達を破壊し、自己効力感や幸福感を著しく喪失させる。教育から職業生活への円滑な移行ができず、人間らしい適切な仕事（ディーセント・ワーク）を得られない若者は社会から疎外され、犯罪などの社会的リスクの高い行動や暴力的行動に陥りやすくなる。

児童労働は貧困の結果（症状）であると同時に、世代を超えて貧困を固定化・再生産する「貧困の罟」そのものであり、グローバル・サプライチェーンの末端での労働は、途上国のみならず、先進国のビジネスや消費にも倫理的・経済的な負の影響を及ぼしているといえる。

3.3 世界への影響

児童労働の存在は、単に発生国の内部問題に留まるものではなく、高度に統合された現代のグローバル経済を通じて世界全体に多層的な負の影響を及ぼしている。

経済的側面において最も深刻な影響の一つは、国際市場における公正な競争の阻害である。児童労働が行われている環境下では、使用者が子供を無償あるいは極めて低い賃金で酷使することで製品価格を不当に下げることが可能となる。

その結果、法を守り適切な労働基準を遵守している企業が価格競争で不利な立場に置かれるという、いわば「悪貨が良貨を駆逐する」構造が生じ、世界的な市場の健全性が損なわれているのである。

また、企業が取る経済合理性の観点から見れば、児童労働が技術革新を遅らせるという指摘もある。企業は資本主義的な経済合理性を迫及するためにより安価な生産手段に頼りがちであり、このとき、安価に製品を生産できる児童労働を用いた生産形態は企業にとって理想的な形態であると理解できる。安価な労働力を確保し、安価に生産ができている以上、企業は技術革新を受け入れ、新たな新技術を生産工程に組み込むインセンティブがなくなるのである。

さらに、現代のグローバル・サプライチェーンにおいて、先進国の消費生活は途上国の児童労働と密接に結びついている。児童労働が介在して生産された製品が先進国において消費されている構造は、先進国の消費者が無自覚のうちに人権侵害の構造に加担していることを示唆している。企業にとっても、サプライチェーン末端での問題発覚は致命的な企業の社会的評価に直結する問題となり、大規模な不買運動によって数年間で 1 兆円単位の売上を失うといった、世界規模の経済的損失を招く事態も現実には起きている。

第4章 児童労働の要因

児童労働が発生する要因について説明する。児童労働の原因は様々考えられるが、国によって重要とする要素は異なる。本章においては児童労働が起きる主な原因を、供給側の要因と需要側の要因に及び、それらのグローバル・サプライチェーンとの関連性に分けて解説する。ただし、横断的に関係している事項もあるので、複数事項にまたがる解説があることをご理解いただきたい。

4.1 供給側の送り出し要因

【貧困】

現在、約7億人（世界人口のおよそ8.5%）が極度の貧困の中で暮らしており、1日2.15米ドル未満で生活している。経済成長の低迷、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による後退、そして紛争や社会的不安定の深刻化などを背景に、貧困削減の進展は停滞していて、低所得国における貧困率は、パンデミック以前よりも高い水準となっている。

OECD（2005）によると、「児童労働と国民1人当たりのGDPの間には世界共通の非常に明確な負の相関関係がある²¹」とされ、貧困と児童労働は非常に密接な関係を持つ。では、貧困がどのように児童労働に結びつくのか。子供が働く環境とは、その家族の子の生み出す経済的価値が、子の時間の他の使い方（学校に通うことなど）に見出す価値と同等、あるいはそれ以上である時である²²。いわゆる貧困状態にある家庭では、親の収入で家計をまかなうことができない場合が非常に多い。そのような場合、児童は家計を助けるために働かざるを得ない、もしくは口減らしのために家庭外に行くことを余儀なくされるのである。逆

²¹ OECD（2005）世界の児童労働：実態と根絶のための取り組み p29

²² ILO ほか（2019）グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に終止符を：エグゼクティブサマリー

に児童に労働させなくても十分な生活が送ることが可能な場合には、児童労働を行う、または行わせる経済的なインセンティブは少ないと言える。

荒木（1997）²³によれば、「貧者がもちえる唯一の資源は労働力である。（中略）すべての労働力資源が家族や世帯の維持、再生産のために動員され、結集されることになる。ここに児童労働発生の基本構造がある。」とされており、貧困問題と児童労働問題の密接な関連がここからうかがえる。

逆に、貧困率の低下と児童労働低下も正の相関を見せる。例えば、子供は農業分野で働いていることが圧倒的に多く、また、経済成長に伴って、比較的賃金の安い農業の産業占有率が低下することから、国が工業化するにつれて児童労働は一般的に減少する傾向もある。このように、国全体を豊かにすれば、児童労働は減っていくというデータも存在する。

【教育へのアクセスの欠如】

教育へのアクセスの欠如も、児童労働を供給する要因の一つである。親の十分な教育の欠如は将来の低賃金労働に結びつき、子への貧困の連鎖を引き起こす。この意味で教育の欠如は、児童労働の原因（貧困のために子供を働きに出さなければならない）であり、同時に結果（働きに出たことで教育へのアクセスが奪われた）でもあると言える。家庭の貧困以外にも教育へのアクセスが不十分になってしまう一般的な理由として以下のようなものが考えられる。

まず、多くの児童を受け入れられる学校施設自体が足りないという問題が存在する。また、教師の質が低く、学校で授業を受ける意義が存在しないと親に認識されるような場合も存在する。このような状況の下では、児童が労働しないからといって、必ずしも教育を受けることにはならないと指摘されてもいる。

そして、社会全体として、児童への教育の重要性、必要性の認識が低く、教育関連の政策

²³ 初岡（1997）『児童労働：廃絶にとりくむ国際社会』所収。

が十分に行われていないという問題も存在する。特に女子教育については、女子教育が不必要であると考えるような社会では女子への教育が熱心に行われる環境が存在しないこともある。

【伝統的価値観・文化】

その社会における伝統的な価値観や文化も児童労働を生む原因となりうる。以下に例を挙げる。

児童が教育を受けることを当然としないような社会では、児童は「小さな大人」として労働することが一般的であるという社会も存在する。家計における冠婚葬祭費用が高い国では、一般的に児童を教育の対象ではなく労働力とみなすことも多く、児童労働に対応する施策としての教育の必要性の認識がなされていないことがわかる。

また、親の職業を子が引き継ぐことが一般的な社会においては、たとえそれが危険な労働であって も子供がそれを引き継ぐことが当然とされる。

さらに、家族という社会的単位が重視される国では、親・子の双方が家族のために働くことが当然であるという伝統的価値観も存在し、これも児童が労働をする（しなければならない）要因の一つとなっている。

4.2 需要側の受け入れ要因

【児童の性質】

前提として、児童は大人に比べて体が小さく、それに伴って手が小さいことは想像するに難くない傾向であるだろう。手が小さいと、細かい作業がより容易であり、そのような作業が要求される裁縫などの分野において、児童は重宝されがちである。これは「器用な指先論」とも言われ、児童の特異性に着目された要因である。

さらに、児童は大人よりも従順な性格であることがほとんどであり、またそれが組織化されているのであればより一層その傾向は顕著である。経営者としても、労働組合などを組織する成人よりも児童の方が扱いやすいのは言を俟たない。

児童の特異な性質に着目すると、大人を労働させるよりも質・コスト双方でメリットが生まれる構図が存在しているのである。

【賃金の低さ】

児童労働の事例が多く確認されている途上国においては、産業における生産形態が労働コストよりも資本コストが上回って構築されていることがほとんどであり、より廉価な労働力である児童を労働力として投入する方が、総体として生産コストを安くすることができる。さらに、この安価な生産を志向する企業戦略が採られると、特に途上国の中小企業が多国籍企業のサプライチェーンの一端を構成しているときに、その利益率の低さを投入資本（コスト、ここでは児童の賃金）の低さで補完しようとする企業の行動が考えられる。

4.3 グローバル・サプライチェーンとの関係

現在、私たち消費者が購入する商品やサービスは、世界中の多くの国から調達された原材料や部品によって構成されており、それらは国境や市場を越えて加工・組み立て・包装・輸送され、最終的に作られている。このような複雑なグローバル・サプライチェーンを把握すること、そして完全に可視化することは容易ではない。また、そのようなグローバル・サプライチェーンのどの段階で、どの程度、児童労働が行われているのかを特定することは、さらに困難となる。

ILO ほか（2019）によると、児童労働に従事する子供の多くが国内経済向けの生産に従事している可能性は極めて高い。しかし、これらの生産の初期段階では、サプライチェーン

の下流に位置する製造業者へ原材料や部品が供給されることが多く、そのため消費者や企業が労働搾取などの問題を発見することが難しい。輸出に関連する児童労働のうち、28～43%は、このような上流サプライヤーを通じて間接的に発生しているとされる。

また、グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、子供を含む強制労働は、以下の三つの重要な側面の相互作用に端を発していることが示唆されている。

- (1) 違反の余地を生み出す制定法、法執行および司法、アクセスのギャップ
- (2) 個人や労働者が直面する社会経済的圧力
- (3) 企業行動および全体的な企業環境

よって、このような基本的な労働権の侵害の解決には、行政・個人・企業を含めた包括的な政策の対応を要するものとして理解される必要がある。

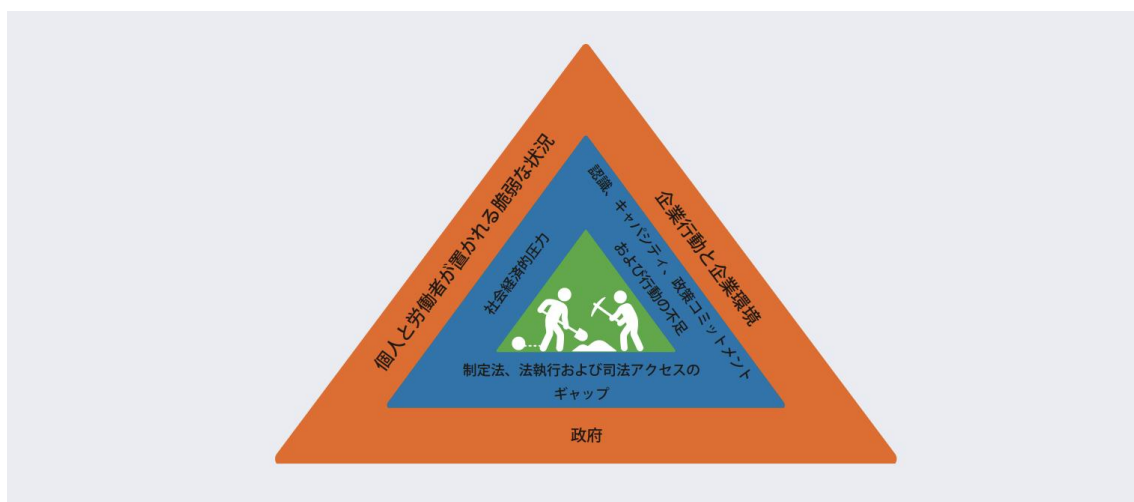


図 7 グローバル・サプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に関するリスク要因(出典：ILO ほか (2019))

第5章 児童労働の現在の課題

5.1 サプライチェーンの解析困難

現在の国際社会は、国境を横断するアクターの登場とその役割の増大により、過去に類を見ない水準で固く複雑に結びついている。最もそれが顕著なのは経済分野である。

経済的合理化が進んだ結果、市場としての選択、生産地としての選択において、過度な合理化が発生している。より具体的に言うならば、市場として物価が高い地域を選び、また生産拠点として各企業はより賃金の安い地域を選び移転を始めている。これらの現象が児童労働問題をさらに複雑にしている。このような状況は ILO 報告書²⁴において「サプライ『ウェブ（網）』』と表現されている。

児童労働問題それ自身に多層的なアプローチが必要であることは、既に解説した要因の根深さ・多様さから、特段の解説の必要はないだろう。また、技術的進歩により、企業が AI などを用いて管理を行っているのも解説は不要であるだろう。

この二つの要素と、経済合理化の潮流がかみ合うと、児童労働を生む（あるいは再生産する）構造を備えるサプライチェーンの全体像そのものを把握することが難しくなる。さらに、AI をはじめとしたテクノロジーがこの流れに関与することにより、その仕組みを透明化しづらい構造ができ、どの観点の改善に取り組むことが最適であるのか、判断がより困難になっている。

さらに ILO ほか（2019）によれば、そもそも児童労働が公的管理の元でないことを前提としつつも、サプライチェーンにおける無許可のアウトソーシング（外部発注）²⁵などによ

²⁴ 前掲注 22、ILO ほか（2019）

²⁵ ここでは、国家当局による許可ではなく、企業間での契約に基づいた許可・承認がなされないアウトソーシングのことを指す。法的な絆が二者の間に存在していないため、追跡が困難になる。

りサプライチェーンそのものが把握しづらくなっているという点も、解析が困難になる要因として挙げられている。公的な管理の元にはない経済形態を「非公式経済（インフォーマルセクター）」と呼び、児童労働の実態把握が難しくなる最大の要因とされている。

同報告書では、児童労働に従事する児童の 90%以上が、サプライチェーンにおける上流で労働を行っている」と指摘し、この上流に集中する児童労働の構造も実態を把握しづらくなる、という点で解析困難につながるとしている。

サプライチェーンの解析が困難であるという懸念を考えると、特に留意しなければならないのが、決して製品を作る産業だけでなく、その他の産業、例えば性的な事業などにもこの指摘は該当するという観点である。

5.2 労働における権利侵害

サプライチェーンにおける児童労働を生み出す主要因は企業の性質にある。企業は「利潤を追求する主体」とであると理解される²⁶。そして、企業は利潤を第一に追求する以上、それ以外の側面については見落とされがち（あるいは優先順位を落として取り組まれがち）である。各企業はその顧客のニーズに応えるよう行動することが多く、その顧客が短い納期を要求したり、あるいは他社との競争に勝利するために、「よりよい」条件を提示したりすることにより、労働者にしわ寄せがいく構造になっている。これは、人権の保護よりも経済的な利益を優先した具体的な例として典型的なものであろう。

このように、経済的利益が人権の保護よりも優越させられたとき、最初に影響を受けるのがサプライチェーンにおける上流に位置し、児童労働などを行う「脆弱」な立場にある労働

²⁶ 公的企業はこの定義から外れるように思われるが、一定の利潤を追求することで持続が可能になることを考慮すれば、この定義の射程内にあるように考えられる。（公的企業が児童労働を行っているか、とは別の議論である。）

者である。資本主義が想定する経済的利益を最大化する「合理性」と、一方で人権を守らなければならないという社会的・道徳的要請の二つの機微なバランスの維持こそが児童労働問題の核心に当たる部分とも言えよう。

5.3 児童労働を再生産する経済構造

児童が労働する（しなければならない）要因として、家庭の貧困が挙げられる。そして、既に述べた通り、児童が労働するのは生産過程（サプライチェーン）における上流部分であることが多い。この上流部分は、第一次産業であることが多く、一般的に賃金が低い。貧困のために働いている子供たちであるが、賃金が低いためにその貧困状態から脱せないことが多い。このような状況に陥ると、児童労働の再生産が起きてしまう。ILO などによる 2019 年の報告²⁷によれば、この賃金の低さに由来する貧困の連鎖に加え、教育アクセスの欠如・社会保障の欠如も指摘されている。

同報告書に基づけば、教育アクセスの欠如は、児童労働以外の選択肢を失せさせ、また、さらに児童労働そのものを「社会規範」として捉える人々の意識を変えることが不可能であるとしている。親以上の世代が、教育を「より良い未来への道」として認識することで、初めて教育が重要なものであると認識されると指摘しており、この規範が再生産の原因であるとも言えよう。また、出生届を出さなかった（出せなかった）児童が労働するケースが存在する場合もあり、公的な支援の網から抜け落ちてしまうリスクも指摘される。

児童の発達が阻害され、学校教育の恩恵を十分に受けられないと、成人後にディーセント・ワークに就く見込みが薄れ、世代を超えた貧困の連鎖が予想される。

²⁷ 前掲注 22、ILO ほか（2019）

第6章 課題解決に向けたアプローチ

児童労働の課題解決に向けたアプローチは様々な主体が行っている。ここでは、現在行われている主要なアプローチについてその目的と実態を主体ごとにまとめ、国家、国際機関、企業の3つに分けて概説していく。ここに書かれている情報が課題解決に向けたアプローチの全てではないこと、また「国家」「国際機関」「企業」の3つの主体がまたがる取り組みも存在していることには注意していただきたい。

6.1 国家が主導するアプローチ

ここでは、国家が主導するアプローチの概要を概説する。個別の国家の事例をここに書くことはせず、世界全体としてどのようなアプローチが存在するのかとその具体的内容の一部のみここでは紹介するため、大使のみなさんにおいては、下に提示するカテゴリー²⁸を参考に、各国がどのような個別具体のアプローチを取っているかを調べていただきたい。また、これらのカテゴリーは、後述の国際機関のアプローチ、企業のアプローチにも応用できる考え方である。

【規制アプローチ】

現在発生している児童労働をどのように減らすか、という点に主眼を置いたアプローチである。規制アプローチの1つとして、国内での法整備がある。各国は、国連総会やILOなどで採択された条約・決議を元に、国内で実効性を持った形で国内の法整備を行う。また、制定された国内法に基づいて、児童労働が行われていないかどうかを確認するための監査

²⁸ これらのカテゴリーは筆者がラベリングしたものである。提示する3つのカテゴリー以外のアプローチが存在する可能性も十分あり、会議において3つ以外のアプローチから政策を立案することを妨げるものではない。

システムを導入している国家も存在する。

【予防アプローチ】

児童労働が発生しないようにするにはどのようにすれば良いのか、という点に主眼を置いたアプローチである。貧困に対する対策は予防アプローチの一つであり、児童が働かなければならない状況が発生させないようにするために、大人に対して職業訓練を行う、補助金を国から給付するなどの取り組みがある。

【教育機会創出アプローチ】

労働しか選択肢がないという家庭に対して、教育という選択肢を作り出すアプローチである。教育を受けるのにかかる費用（教育費、交通費、給食費など）を無償化したり、学校を設立したり、働かなければならない事情を抱えている子供に対して夜間の教育プログラムを提供するなどの取り組みがある。

すべてのアプローチは万能ではない。例えば規制アプローチには、児童労働の禁止を謳う法整備によって市場を失うことを恐れた企業が児童労働者を一斉に解雇したという事例が報告されており、児童の権利を守るために、労働者の権利を侵害する可能性がある。

さまざまなアプローチを組み合わせ、侵害される権利・被害が最小になる組み合わせを探っていただきたい。

6.2 国際機関が主導するアプローチ

国際機関が主導するアプローチとして、条約の締結、基金を通じた資金調達、プロジェクトの実施の三つが挙げられる。ここでは、第2章で概説した条約の締結以外の二つに関して

説明する。

国際機関が主体となっていく基金のうち主なものとして、UNICEF の取り組みが挙げられる。UNICEF は、全ての子供が持つ生存、保護、発展の権利を保護することを任務とする。そのため、開発途上国の子供を最優先に、人道危機に晒されている人々に対して包括的な支援を行っている。児童労働の文脈においても、単に子供に対してのみならず、家庭全体へのアプローチを行っている。

国際機関が主体となって実施するプロジェクトとして、国際児童労働撤廃計画 (International Programme on the elimination of Child Labour ; ILO-IPEC) が挙げられる。ILO-IPEC は、最悪の形態の児童労働の撤廃に重点を置きながら、最終的にはすべての児童労働をなくすことを目標とする技術協力プログラムであり、ILO が推進している単一の事業プログラムの中で最大のプログラムである。ILO-IPEC は、児童労働撤廃の啓蒙、枠組みの構築のサポート、現場での支援、根本的原因の解消を中心に、現場の需要に対して必要な地域に必要な支援を行っている。今日では、世界 100 カ国以上で活動実績を持ち、民間団体や国家、メディア等とも連携して幅広い活動を行っている。

これらの他にも、世界銀行 (World Bank) による途上国の社会保障制度への財政融資や、国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization ; UNESCO) 主導の「万人のための教育 (Education for All ; EFA)」といったアプローチは、根本的な児童労働の構造を改善するための取り組みと言えるだろう。現在、国連では児童労働を単に子供が労働している問題と見るのではなく、それらを取り巻く原因にもアプローチする包括的な捉え方をしている。そのため、現代の国際機関によるアプローチは、児童労働そのものへの個別プロジェクトの実施に留まらず、社会保障・教育・経済開発を包括した視点から行われている。

6.3 企業が主導するアプローチ

企業が主導するアプローチの特徴の 1 つとして、国家や国際機関によるアプローチに比べて市場に介入できる点で実効性を持ったアプローチが可能となることがある。国家は他国の主権²⁹侵害を行ってはならないことを理由に、他国の内政や労働環境に介入できないが、企業は取引を行う際に条件をつけることで半強制的に変更せざるを得ない状況を作ることが可能である。

例えば、「児童労働を行っていないクリーンな原材料は 20%割増で購入します」という圧力をかけた場合、原材料の生産側には児童労働を行わないインセンティブが生まれる。これは、単に児童労働の禁止を求めるだけでは、児童労働がより監視の届きにくいインフォーマルセクターへ移行する可能性が指摘されているためである。一方、企業はサプライチェーン全体の管理や取引先への是正措置を通じて、自社の経済活動と結び付けながら児童労働の削減に取り組むことができる。そのため、企業活動の基盤である取引や収益をインセンティブとして活用できる点において、従来の規制や禁止のみを中心としたアプローチよりも、継続的かつ実効性の高い対応につながると期待されるだろう。しかし同時に、収入による拘束性は、利潤を求める企業の活動と緊張関係にあり、このバランスを取る必要があることは明白であろう。

また、もう一つの特徴として、企業の管轄下にある業務において、現場に適応した対応ができるという点が挙げられる。例えば、非効率な作業が原因で児童労働が発生している時に、機械の導入を行うことで児童によって行われていた作業を機械に置き換えることが可能である。このような取り組みは、企業が主導することで、現場の実情に即した手法をより効率的に提供することが可能となる。

²⁹ ここでは、自国のあり方を自国で決定する権利のことを指す。通常使用される「主権」の意と比較して広い意として理解いただきたい。

企業が主体となる要因として、その活動の下支えとなっている投資家や消費者の存在も大きい。

現在の国際社会では、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility；CSR）という概念が重要視される傾向にある。これは、企業が事業活動において利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響を考え、顧客・株主・従業員・取引先・社会³⁰などのステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任である。

国際社会の法規制や投資環境は劇的に変化し、デューデリジェンス（児童労働などが発生しないよう、注意を払うこと）という概念を採用した諸国の枠組みが整備され、児童労働を含む人権侵害を規制し、基準を満たさない製品を市場から排除する取り組みが行われるようになってきている。また、ESG³¹投資の普及により、世界の投資家は児童労働を許容する企業を投資対象から除外する「スクリーニング」を強化しており、人権対応の成否が企業の資金調達力や生存を左右する時代となっている。

³⁰ この「社会」には国をはじめ地域レベル、また国際レベルの「社会」が含まれる。

³¹ Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の要素を考慮した企業への投資活動や企業の経営・事業活動。

第 7 章論点解説

本章では論点について解説する。

議題の特性上、論点が多岐に渡るため、各国が何を問題視しているか、それに対応する形でどのような政策を講じるべきかについてよく検討していただきたい。

7.1 論点 1 デジタル化するサプライチェーン管理と労働保護の実効性

本節では、論点 1 で取り扱う内容について概説する。以下の解説をもとに、担当国がどのような立場を取るか調べながら会議への準備に臨んでほしい。

近年、企業活動のグローバル化に伴い、サプライチェーンは国境を越えて複雑化・多層化している。その結果、生産工程の末端まで十分な監査が行き届かず、児童労働や強制労働などの人権侵害が長年見過ごされてきた。このような背景から、サプライチェーン全体の透明性及びトレーサビリティの確保は、持続可能なサプライチェーン構築の重要な要素として位置付けられている。

近年では、AI によるリスク分析やブロックチェーンを活用したトレーサビリティ、衛星画像や IoT を活用した遠隔監査など、デジタル技術を活用した管理手法が急速に発展している。また、人権デューデリジェンスの普及に伴い、企業には自社だけでなくサプライチェーン全体における人権リスクを把握し、改善する責任が求められている。

一方で、サプライチェーンの透明化は万能ではない。非公式経済や多重下請構造では依然として労働実態の把握が困難であり、データ改ざんやサイバー攻撃、デジタル技術を導入できない中小企業・途上国企業との格差など、新たな課題も生じている。また、透明性が向上したとしても、その情報をどのように労働環境の改善へ結び付けるかという点については十分な共通認識が形成されているとはいえない。

本論点では、サプライチェーン管理のデジタル化を単なる監査や可視化の手段としてとらえるのではなく、グローバル・サプライチェーンにおける透明性の向上・労働保護の実効性と健全な企業競争をいかに両立させるべきかについて議論していただきたい。

7.2 論点 2 児童労働再生産の根本的是正

本項では、論点 2 で取り扱う内容について概説する。以下の説明をもとに、担当国がどのような立場を取るか調べながら会議への準備に臨んでほしい。

2021 年、「児童労働撤廃国際年」の開始に際し、各国政府、労使団体、国際機関及び市民社会は、2025 年までの児童労働根絶に向けた具体的な行動計画を表明した。しかし、2025 年時点においても世界では約 1 億 3,800 万人の児童が児童労働に従事しており、そのうち約 5,400 万人は危険有害労働に従事している。これは国際社会による取組が一定の成果を挙げた一方で、児童労働を生み出す根本的要因への対応には依然として課題が残されていることを示している。

児童労働の背景には、貧困や教育機会の不足といった供給側の要因だけではなく、国際市場における価格競争や低廉な労働力需要、生産コスト削減を目的とした企業活動、社会保障制度の未整備、非公式経済への依存など、多様な要因が相互に影響している。特にグローバル・サプライチェーンの拡大に伴い、最終製品を求める市場の価格競争がサプライヤーへと転嫁され、その結果として児童労働が温存・再生産される構造が指摘されている。

また、児童労働は教育機会を奪うだけではなく、人的資本形成を阻害し、低技能・低所得労働への依存を固定化させることで、次世代の貧困や児童労働を再び生み出す悪循環を形成している。このことから、児童労働の問題は人道的課題にとどまらず、持続可能な経済発展や包摂的な労働市場の形成にも深く関わる課題として認識されている。

本論点では、児童労働という問題の改善を「支援する側」と「支援される側」という従来

の構図のみで捉えるのではなく、グローバル経済やサプライチェーンを含む社会・経済構造全体の中で再考することを期待する。その上で、児童労働を再生産する構造的要因をどのように捉え、どのように是正し、国家・企業・国際機関・市民社会がそれぞれどのような責任と役割を果たすべきかについて、根本原因の分析を踏まえた包括的議論をしていただきたい。

7.3 アウトオブアジェンダ

本会議では、以下の事項をアウトオブアジェンダ、すなわち議論対象外とする。該当する事項については決議文書で触れることができないため注意していただきたい。具体的には以下の事項が該当する。

1) 子供兵・人身取引・麻薬問題に関する議論

「最悪の形態の児童労働」に含まれる形態ではあるが、これらは特殊な形態であり、それぞれに特化した取り組みが必要であるため、今会議ではアウトオブアジェンダとする。

2) AI などの新技術に過度に注目する議論

今会議は現在の技術発展に伴い、児童労働問題が複雑化してきていることが論点となっている。ここで発展する新技術に過度に注目した議論は児童労働という問題の核心から離れてしまうため、アウトオブアジェンダとする。具体的には、AI の軍事利用のような議論である。

3) 世界経済体制に関する議論（世界貿易協定；WTO に注目する議論など）

WTO などの包括的な国際経済体制を規律するものを議論する場ではなく、あくまで児童労働に関連する国際経済を話す場であることをご承知おきいただきたい。

4) 国連総会の権限（マンデート）を超える議論

5) その他過度に専門的な議論

参考文献

なお、特に断りのない限り、最終閲覧日は 2026 年 7 月 27 日である。

国際機関の記事・報告書

- European Commission (EC; 欧州委員会). (2021, April 20). *Child labour has a profound impact on the health and wellbeing of children*. https://international-partnerships.ec.europa.eu/news-and-events/stories/child-labour-has-profound-impact-health-and-wellbeing-children_en
- International Labour Organization (ILO; 国際労働機関). (2011). *Assessing psychosocial hazards and impact of child labour* (Working Paper). ILO International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC). https://www.ilo.org/sites/default/files/2025-05/Assessing_Psychosocial_Hazards_%26_Impact_CL_FINAL_20170804.pdf
- International Labour Organization (ILO). (2015a, June 8). *Consequences of Child labour*. <https://www.ilo.org/resource/brief/consequences-child-labour>
- International Labour Organization (ILO). (2015b). *World report on child labour 2015: Paving the way to decent work for young people*. International Labour Office.
- International Labour Organization (ILO). (2022). *Understanding the health impact of children's work*. <https://www.ilo.org/publications/understanding-health-impact-children%E2%80%99s-work>
- International Labour Organization (ILO). (2026). *International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC)*. <https://www.ilo.org/international-programme-elimination-child-labour-ipeec>
- International Labour Organization (ILO) & International Organisation of Employers (IOE; 国際使用者連盟). (2020). 『ILO/IOE ビジネスのための児童労働の手引き：子どもの権利を尊重し児童労働をなくすビジネスの進め方』. https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@asia/@ro-bangkok/@ilo-tokyo/documents/publication/wcms_747559.pdf
- International Labour Organization and United Nations Children's Fund, Child Labour: Global estimates 2024, trends and the road forward, ILO and UNICEF, Geneva and New York, 2025. <https://www.ilo.org/sites/default/files/2025-06/2024%20Global%20Estimates%20of%20Child%20Labour%20Report.pdf>
- International Labour Organization (ILO), Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), International Organization for Migration (IOM), & United Nations Children's Fund (UNICEF). (2019). 『グローバル・サプライチェ

ーンにおける児童労働、強制労働、人身取引に終止符を：エグゼクティブサマリー』 Alliance 8.7.³²

- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD; 経済協力開発機構). (2019). *Child labour: Causes, consequences and policies to tackle it*. https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2019/11/child-labour_07b38f93/f6883e26-en.pdf
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). (2026). *Responsible business conduct*. <https://www.oecd.org/en/topics/responsible-business-conduct.html>
- United Nations Children's Fund (UNICEF). (2021). *The State of the World's Children 2021: On my mind: Promoting, protecting and caring for children's mental health*. <https://www.unicef.org/reports/state-worlds-children-2021>
- United Nations Children's Fund (UNICEF). (2023, June 14). *Digging deeper with data: Child labour and learning*. UNICEF Data for Action Blog. <https://data.unicef.org/data-for-action/digging-deeper-with-data-child-labour-and-learning/>
- United Nations Department of Economic and Social Affairs (UN DESA; 国連経済社会局). (2026). *The Sustainable Development Goals Report 2026*. New York.
- United Nations Information Centre (UNIC; 国連広報センター). (n.d.). 国連児童基金 (UNICEF) . https://www.unic.or.jp/info/un/unsystem/other_bodies/unicef/
- United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR; 国連人権高等弁務官事務所). (1989, November 20). *Convention on the Rights of the Child*. <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child>
- UN Web TV (United Nations Web TV). (2026, February 12). *Impact of child labour on mental health* [Video]. United Nations. <https://webtv.un.org/en/asset/k1h/k1h3eobovx>
- World Bank Group (WBG; 世界銀行グループ). (n.d.). *Poverty*. <https://www.worldbank.org/ext/en/topic/poverty>
- World Health Organization (WHO; 世界保健機関). (2024, August 29). *E-waste and child health*. <https://www.who.int/news-room/facts-in-pictures/detail/e-waste-and-child-health>

その他の記事・ウェブサイト

³² 同名の英語版も参考になっている。

- Center for Public Goods and Nonprofits (CPGN). (n.d.). *Lasting Effects of Child Labor & Why It Must End*. <https://cpgn.org/child-labor/effects-of-child-labor/>
- Japan External Trade Organization (JETRO; 日本貿易振興機構). (n.d.). 特集：サプライチェーンと人権. 国・地域別に見る - JETRO. https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/
- Japan Committee for UNICEF (公益財団法人日本ユニセフ協会). (2016). 金鉱山で働く子どもたち スクール・フォー・アフリカ レポート. https://www.unicef.or.jp/sfa/report/the_gold_mines.html
- Japan Committee for UNICEF (公益財団法人日本ユニセフ協会). (n.d.). 児童労働 / 子どもの保護 / ユニセフの主な活動分野. https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act04_02.html
- 小暮哲夫. (2023 年 3 月 10 日). 「隠れた児童労働」に苦しむ少女たち 家事使用人として終日従事、学校にも行けず. 朝日新聞 GLOBE+. <https://globe.asahi.com/article/14857352>

書籍・論文・研究ワーキングペーパー

- Action against Child Exploitation (ACE; 特定非営利活動法人 ACE). (2025). 『児童労働白書 2025：ビジネスと児童労働』.
- Beegle, K., Dehejia, R., & Gatti, R. (2004). *Why should we care about child labor? The education, labor market, and health consequences of child labor* (NBER Working Paper No. 10980). National Bureau of Economic Research (NBER). <http://www.nber.org/papers/w10980>
- Edmonds, E. V., & Pavcnik, N. (2005). Child labor in the global economy. *Journal of Economic Perspectives*, 19(1), 199–220. <https://doi.org/10.1257/0895330053147945>
- 初岡昌一郎 (編著). (1997). 『児童労働：廃絶にとりくむ国際社会』日本評論社.
- 堀内光子. (2012). 児童労働撤廃に向けての国際政策と国際運動: 開発アプローチに焦点を当てて. 大原社会問題研究所雑誌, 646, 3–15. <https://doi.org/10.15002/00008916>
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD). (2005). 『世界の児童労働：実態と根絶のための取り組み』明石書店.
- 内田智大. (2016). 開発途上国の児童労働問題. 関西外国語大学研究論集, 104, 141–161. <https://kansai.gaidai.repo.nii.ac.jp/records/5745>

議題解説書

- グローバル・クラスルーム日本協会. (2013) .第 7 回全日本高校模擬国連大会 議題概説書 (Background Guide) . <https://jcgcmun.org/wp-content/uploads/2019/05/%E7%AC%AC7%E5%9B%9E%E5%BC%882013%E5%B8%A4%E6%9C%89-1.pdf>

議題解説書の取扱いについて

グローバル・クラスルーム日本協会は、知的財産である議題解説書（以下、BG）の取扱いに関して、以下のように定める。

- 本 BG の著作権は、作成者たる会議監督に帰属することを確認する。
- 本 BG を用いた学校間でも練習会議は、本大会終了まで禁止する。本大会終了後は、学校内および学校間での練習会議に本 BG を用いる、あるいは参考にすることを許可する。本 BG を別の会議の BG 作成等に利用する場合は、出典として適切に明記することを要求する。
- 本 BG を特別な用途で用いる場合には、作成者たる会議監督あるいはグローバル・クラスルーム日本協会に確認を取ることを要求する。

